

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	小山田町(中ノ甲、稲村) (小山田・中ノ甲、小山田・上原、小山田・下方限)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田でほぼ占められており、施設栽培も含めた園芸作物の転作も一部行われているが、水稻単作が主に行われている。
- ・基盤整備された区画もあるが、狭小かつ不整形な農地もあり、1筆の平均面積は約5aとなっている。
- ・耕作条件が良くないため、貸借などの農地利用がうまく進まなかったり農作業受託者が請け負いつらいなどといった状況がある。
- ・相続未登記農地があり、貸借手続きが円滑に行えない場合がある。
- ・高齢化が進み、耕作者が減少している。水路などの維持管理も困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・稲作を主体とした水田農業を引き続き行う。耐暑性に優れた品種への転換も検討し安定生産を図る。
- ・裏作栽培(麦、ブロッコリー、タマネギなど)を検討し、農地の有効利用を図る。
- ・多面的機能支払事業に取り組むことも検討し、水路など生産基盤の維持管理を図る。
- ・農作業受託組織の立ち上げを検討し、地域内農地の持続的な利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)を除く、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の所有者・耕作者による話し合いに基づき農地の利用調整を行い、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し付け意向のある農地は農地バンクによる貸借を行い、担い手農家への集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の話合いで合意形成が図られた場合、基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者や耕作希望者を受け入れ、農地利用や地域活性化の一翼を担ってもらえるよう地域全体で支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
航空防除や田植え・稲刈りなどの作業委託を効果的に利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落に寄せ付けない環境づくりと、電気柵の正しい設置によるほ場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
- ⑦多面的機能支払事業の取組みを検討し、水路などの生産基盤の維持管理を図る。
- ⑧補助事業なども活用し、農業用施設の新設および補修による機能維持を図る。